○津山圏域衛生処理組合事務局処務規則

昭和４６年１２月１３日
津山圏域衛生処理組合規則第２号
改正　昭和４８年３月３０日規則第１号
昭和５０年５月２０日規則第１号
平成１５年３月３１日規則第１号
平成１９年２月６日規則第４号

（目的）

第１条　この規則は，津山圏域衛生処理組合事務局（以下「事務局」という。）の処務について，必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　事務局に，次のとおり係を置く。

庶務係

会計係

（職員）

第３条　事務局に事務局長（以下「局長」という。）及び事務局次長（以下「次長」という。）を，係に係長を置き，それぞれ職員をもって充てる。

２　その他の職員の係配属は，局長が定める。

（職務）

第４条　局長は，上司の命を受けて，事務局の事務を管理し，所属職員を指揮監督する。

２　次長は，局長を補佐し，局長事故あるときは，その職務を代理する。

３　係長は，上司の命を受けて，係の事務を処理し，所属職員を指揮監督する。

４　局長及び次長にともに事故あるときは，係長が主管事務につきその職務を代理する。

５　前項の規定により代理した事務は，後閲を受けなければならない。

（事務分掌）

第５条　各係の事務分掌は，次のとおりとする。

庶務係

⑴　組合の重要施策の企画及び調査研究に関すること

⑵　議会に関すること

⑶　条例・規則等の制定改廃に関すること

⑷　公印の管守に関すること

⑸　文書・物件の収受，発送及び保存に関すること

⑹　人事・給与及び特命に関すること

⑺　公務災害補償に関すること

⑻　歳入歳出予算の編成及び執行管理に関すること

⑼　組合債に関すること

⑽　一時借入金に関すること

⑾　組合財産の管理に関すること

⑿　物品の購入及び修繕に関すること

⒀　その他事務局内他係の所管に属しないこと

会計係

⑴　金銭出納に関すること

⑵　歳入歳出決算に関すること

⑶　領収書の保管に関すること

⑷　指定金融機関に関すること

⑸　その他会計に関すること

（事務決裁）

第６条　事務決裁については，津山市事務決裁規程（平成９年津山市訓令第２号）を準用する。

２　同規程の規定による部長の共通専決事項に関することは局長，また，課長の共通専決事項に関することは次長においてそれぞれ専決することができる。

３　１件３００万円を超え１，０００万円以下の支出命令（定例支払いを除く。）に関することは，局長において専決することができる。

４　前２項の専決事項であっても，異例若しくは重要と認められる事項は，すべて上

司の決裁を受けなければならない。

（文書の取り扱い）

第７条　文書の受付・発送は，文書受付簿及び文書発送簿により一連番号を付さなければならない。

２　発送文書は「津圏衛処」の記号を付し，管理者名を用いる。ただし，軽易な事項については組合名を用いることができる。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか，事務局の処務及び文書の取り扱い等については，津山市の例に準ずる。

付　　則

この規則は，公布の日から施行し，昭和４６年７月１２日から適用する。

付　　則（昭和４８年３月３０日規則第１号）

この規則は，昭和４８年４月１日から施行する。

付　　則（昭和５０年５月２０日規則第１号）

この規則は，公布の日から施行し，昭和５０年度の会計年度分から適用する。

付　　則（平成１５年３月３１日規則第１号）

この規則は，公布の日から施行する。

付　　則（平成１９年２月６日規則第４号）

この規則は，平成１９年４月１日から施行する。